

Title	標準化組織とパテントプール：そのコラボレーションの可能性((ホットイシュー) 国際的技術標準戦略と研究開発 (2), 第20回年次学術大会講演要旨集II)
Author(s)	金, 正勲
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 778-781
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6235
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文



2K10 標準化組織とパテントプール：そのコラボレーションの可能性

○金 正勲（慶應大デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構）

1. はじめに

標準化の成功は、技術的に優れた標準の設定だけではなく、設定した標準が如何に広く実装されたか、によって評価される。近年、標準設定後における必須特許権者の戦略的行動により、標準の実装が阻害されるケースが増えてきている。これに対する標準化組織は RAND やディスクロージャー規程の設定などを通じて対応を試みるものの、実際の標準化組織の態度は消極的なもので、よってパテントポリシーの実効性は決して高いとは言えない。そうした中、パテントプールやパテントプラットフォームが技術標準化における知的財産権問題に対する問題解決の有力案として、近年注目されている。しかし、本稿で指摘するように、パテントプールの形成は、標準設定機能とそこに含まれる知的財産権のライセンス機能を組織的・構造的に分離することによって、研究開発専門企業や主要必須特許権者の戦略的行動をかえって容易にする恐れがある。このような問題意識に基づき、標準化組織とパテントプールの間での‘ずれ’の原因を特定すると共に、両者間での協調のための方策についてここでは考えることにする。

2. 必須特許権者による戦略的行動のリスク

情報通信産業をはじめとするハイテク産業においては、生産のネットワーク性・結合性の程度が高く、ひとつの製品やサービスをデザイン・生産する上で複数の知的財産権の使用が不可避な場合が多く発生する。技術標準化にも同じような現象が見られ、ある標準を設定する際に、複数の知的財産権が関連するケースが増えてきている。それらの知的財産権の中で標準の実装に必須である特許を必須特許(Essential Patents)と呼ぶが、その必須特許の存在によって標準を実装する側は、実装の前に必須特許権者からライセンス(使用許諾)を受ける必要がある。つまり、標準関連の必須特許権者からライセンスを受けない標準の実装は、権利侵害となることを意味する。

このような状況は、必須特許権者の標準利用者に対する交渉力を強め、戦略的行動をとる誘引を高めることに

なる。こうした必須特許権者による戦略的行動の可能性の存在は、設定された標準の広い実装を妨げるだけでなく、標準の設定自体へのモチベーションを低下させる要因として作用するため、標準化組織は以前からパテントポリシーを規定することで、必須特許権者の戦略的行動のリスクに対応してきた。

3. 標準化組織と知的財産権

実は、標準化組織にとって知的財産権問題が中心問題として浮上してきたのは、比較的に最近のことである。それ以前の標準化組織は、特許技術の共有を基本原則とし、標準関連の知的財産権の行使は制限されるのが当然であると考えた。実際多くの標準化組織では、標準関連の知的財産権は、無償ベースで処理されるのが暗黙の原則であった。また、そうした標準化組織のロイヤリティフリーのパテン

トポリシーに対し、異議を訴える声も稀であった。

しかし、こうした状況は1980年代中盤頃から、変化し始めるようになる。その主な背景としては、当時情報通信分野における技術革新のスピードが急速になり、その結果、製品のライフサイクルが短くなったことで、それまで支配的であった「既に確立された製品や技術を承認する形で標準設定を行う事後的標準化」の意味は薄れ、「製品化の前に標準化を行うという事前標準化」の重要性が高まるようになったことや、米国を中心とする知的財産権の保護強化の流れやそれを受けた企業側の知的財産権の戦略的活用に対する認識の高まりが挙げられる。特に、標準の実装において必須であると思われる知的財産権を保有する者(＝必須特許権者)は、当該特許を標準仕様に含めるように働きかける等、ロイヤルティ収入最大化のための戦略的行動をとる強い誘引を持つ。これらの要因は、技術標準化における知的財産権問題を浮き彫りにする結果をもたらした。

4. 標準化組織のпатентポリシーと課題

このような必須特許権者の戦略的行動によるリスクに対し、標準化組織はпатентポリシーを持って対応してきた。標準化組織のпатентポリシーは、大きく RAND 条項とディスクロージャー条項によって構成される。まず、RAND 条項は、*Reasonable and Non-Discriminatory*という言葉からもわかるように、標準に含まれる特許技術は、合理的かつ非差別的にライセンスされる、ということを規定した条項である。ただ、RAND 条項を巡っては、その実効性の点で様々な批判がある。

実際、現在多くの標準化組織がデフォルト・ライセンス方式として RAND 方式を採用しているにもかかわらず、‘合理的’という概念の操作的定義 (operational definition) を具体的に提供している標準化組織はほとんど見当たらない。したがって、何が合理的なライセンス条件であるかについて、同じ標準化組織に参加している利害関係者の中でも意見が激しく対立する可能性がある。合理的なライセンス条件のコアを構成しているのはそのライセンス料金であるが、RAND 下での合理的ライセンス料を巡っては、いつ、誰が、どのような基準で決めるのか、が曖昧である状態が続いている。

ただ、RAND 方式下での標準化組織にとっては、RAND の具体化のためのライセンス交渉において積極的な役割を果たすことにも、消極的な役割に留めることにも、問題がある。たとえば、RAND 下でのライセンス交渉に標準化組織が積極的に関与するとしたら、標準設定プロセスにライセンス交渉までが含まれることによって、知的財産権に関する知識やノウハウに乏しい標準化組織にとっての負担や標準設定プロセスの複雑性が増大し、結果的に標準設定作業は大幅に遅れることになる。これは技術革新のスピードが早く、製品のライフサイクルが短いハイテク産業における技術標準化においては弊害が大きい。一方で、標準化組織がライセンス交渉に一切関与しないとしたら、結果としての標準の価値は潜在的に低下する可能性がある。なぜなら、RAND の詳細が明確に公表されていないため、実際の標準の実装にどれくらい費用(ライセンス料)がかかるのかを事前に知ることが難しくなるからである。この場合、標準設定自体はタイムリーに行われる可能性が高い反面、その後の実装プロセスは複雑化され、ユーザーにとっての標準実装のリスクは高くなることが予想される。

ディスクロージャー条項についても、問題は山積している。Lemley 教授が指摘しているように、情報通信分野における大部分の標準化組織は何らかの形でディスクロージャールールを設定しているが、そのほとんどが実行力に欠けている状況である。例えば、殆どの標準化組織は、善意でのディスクロ

ジャー (Good-Faith Disclosure) を採択しており、特許検索の義務付けも行われていないため、サブマリン特許など標準設定後の特許権の主張に対応出来ないという指摘がある。そこで現在のディスクロージャールールを修正し、それをより厳しいものにすることが必要であると言える。具体的には、第一に、善意でのディスクロージャールールではなく、標準関連の必須特許権者に対する標準設定の初期段階におけるディスクロージャーの強制が挙げられる。善意でのディスクロージャー体制下では、標準設定に必須である特許を保有するメンバーがディスクロージャーを回避することに対する罰則規定は存在しない。そのため、ディスクロージャーを怠ることがむしろ後にその企業の交渉力を増大させる要因となるため、実質的に特許権者によるディスクロージャー誘引は乏しい状態を生む。更に、これによってライセンサー側の不安は増大され、標準設定プロセス自体が阻害される状況さえ生まれかねない。それを防止するためにも、標準設定の初期段階におけるディスクロージャールール of 強制が必要である。第二に、ディスクロージャー義務の部分として、特許権者に対し特許検索義務を負わせることが挙げられる。ディスクロージャールールに効力がないのは、そこに特許検索の義務がないことにも起因する。ディスクロージャールールに特許検索義務を賦課することで、より効果的で完全なディスクロージャーが行われ、標準の使用がより促進されることが期待される。第三に、標準関連の必須特許の保有者はディスクロージャーの時点で、どのライセンスモードを採用するかについても開示するようにし、更にライセンス条件の詳細も開示することを義務付けることが挙げられる。既存の多くの標準化組織のディスクロージャールールにおいては、必須特許の有無やそれが該当する標準を開示すればよく、必須特許のライセンス条件の詳細の開示までは求めないことになっている。このような体制の下では、特許権者は標準設定以降までライセンス条件を明らかにする誘引も持たず、自分に有利なライセンス条件でない限り実質的にライセンスを拒否することが可能になる。前述したように、標準設定以前に比べ標準設定以降におけるライセンサー側の交渉力は、既にロックインされたユーザーの交渉力と比較すると大きく増大される。このような不公平な構造を是正するためにも、ディスクロージャーの段階でライセンス方式を選択させることは意義があると思われる。第四に、メンバーが審議中の標準と関連した新規特許申請や申請中特許クレームの修正を行うことを禁止する必要がある。また審査中の特許のディスクロージャーの是非についても更なる議論が必要であろう。

5. パテントプールと課題

こうした既存の問題積みの標準化組織のpatent policyの有効性に対する疑問や不満から形成されたのが、patent poolである¹。技術標準化の文脈で言えば、patent poolは、設定済みの標準の幅広い実装を促すために、標準実装に関連すると思われる権利権者が集まり、適正なライセンスメカニズムを設定・運用する仕組みであるといえる²。ここで重要なのは、patent poolの形成は特許権からのライセンス収入を最大化することを第一の目的としない傾向が強いという点である。それは、ほとんどの参加企業が当該標準を主要投入物として使用し製造活動を行う垂直統合型の企業であるからである。垂直統合型企业にとっては、標準実装におけるホールドアップ問題の発生可能性を事前

¹ パテントプールとは、「特許等の複数の権利権者が、それぞれの保有特許や特許のライセンスを行う権限を一定の企業体や組織体に集中させ、当該企業体や組織体を通じてプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」である [公正取引委員会、1999]。

² パテントプールの詳細については、金[2004]を参照すること。

に最小化するために強い誘引を持ち、よって標準関連の必須特許権者を出来るだけパテントプールに参加するようにし、プールライセンス料も適正な水準で抑えたいという思惑がある。

ほとんどのパテントプールにおいては、標準実装における特許の必須性を判断するメカニズムは持つが、プールによるライセンス収入のメンバーへの配分は、基本的に必須特許の‘数’に基づいて行われる。つまり、個別の必須特許のプールへの貢献度の評価とそれに基づくライセンス収入の配分は行わないのが一般的である。このような必須特許の数に基づくライセンス収入の機械的な配分構造は、ライセンス収入だけに依存する研究開発専門企業や、標準への貢献度の高い質の良いと思われる必須特許を保有する企業にとっては不満で、それらの事業者は当然ながらパテントプールへの参加に消極的になる。それらの事業者が好むライセンスは、パテントプールによる集合的なライセンスではなく、双務的なクロスライセンシングや個別のライセンシングである。

このように標準関連のパテントプールの形成は、標準を実装するユーザー側や必須特許を保有する垂直統合型企業にとってはメリットが大きい、ライセンス収入に全面的に依存する研究開発専門企業や重要度の高い標準関連の特許技術を持つ事業者にとっては、あまりメリットを感じないものである。更に、問題を深刻にさせるのは、これらの事業者は、標準設定プロセスには参加し、自ら保有する特許技術を標準仕様に含ませるように働きかけながらも、標準化組織の曖昧なパテントポリシーの抜け穴は戦略的に利用し、なおロイヤルティ料を引き下げる傾向があるパテントプールには参加しないことによって、自社保有の特許から収益を最大化する誘引が強い。

6. 標準化組織とパテントプール: そのコラボレーションの可能性

これは標準のユーザーからしてみれば大きなリスクであり、そのリスクを回避するためにも標準化組織とパテントプールは組織的に連動する必要があるように思われる。標準化組織が標準設定に重点を置く組織であるとすれば、パテントプールは、標準の実装において必須であると思われる特許権などの知的財産権のライセンスにおける調整を行う組織として位置づけられる。この両者間での組織的連動によって、標準設定プロセスに参加する者は当該標準の実装において必須である特許技術を保有する場合、パテントプールへの参加を義務付けることが出来る。その際、研究開発専門企業に対しては、ライセンス料の算定や配分において特別な配慮が求められる。なぜなら、必須特許を保有する垂直統合事業者の場合、特許ライセンス料収入と標準技術を投入物として使った最終製品の販売収入の合計額の最大化が最終目標であるのに対し、必須特許を保有する研究開発専門企業にとっては、ライセンス料収入だけが収益の唯一のソースであるからである。パテントプールとは、ある意味、標準に含まれる必須特許のライセンサーでもあり、ライセンシーでもある垂直統合型企業によって形成される側面があるため、製造部門を持たない研究開発専門企業に対する適正な代価の支払いがライセンシー側(中でも、垂直統合型企業側)の合意によって人工的に低減される可能性、またそれによる次なるイノベーションへの誘引が低減される可能性があるということを十分に考慮する必要がある。一方、標準化組織側も、実効性があまり高いとは言えない現行のパテントポリシーを明確化且つ強化する必要がある。中でも RAND の具体化における標準化組織による今まで以上のコミットや、本稿で指摘したようなディスクロージャー条項の更なる明確化が至急な課題である。

以上